○奈良県警察地域安全活動推進委員会設置要綱の制定について

（平成６年３月22日例規第８号）

［沿革］　平成７年12月例規第74号、８年12月第50号、９年８月第32号、13年４月第17号、15年２月第６号、16年３月第17号、20年３月第25号、26年２月第５号、３月第10号、27年２月第２号、29年３月第６号、31年３月第２号、令和２年２月第５号、３年３月第16号、４年３月第５号改正

別記のとおり制定し、平成６年４月１日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、警察署にあっても、本要綱に準じて警察署地域安全活動推進委員会を設置し、必要な施策の積極的な推進に努められたい。

別記

奈良県警察地域安全活動推進委員会設置要綱

第１　設置

安全で住みよい地域社会を実現するため、生活に危険を及ぼす犯罪、事故及び災害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）の推進を図るため、警察本部に奈良県警察地域安全活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第２　任務

委員会は、次に掲げる事項について総合的に検討、審議し、地域安全活動の適切な推進を図ることを任務とする。

(1)　地域住民による地域安全活動に対する警察の支援に関すること。

(2)　警察による地域安全活動に関すること。

(3)　長寿社会における警察上の諸問題に対する総合的な対策に関すること。

第３　構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委 員 長　警察本部長

副委員長　生活安全部長、警務部長

委　　員　生活安全企画課長、地域課長、警務課長、会計課長、情報管理課長、県民サービス課長、刑事企画課長、組織犯罪対策課長、交通企画課長、公安課長、機動通信課長

第４　委員会の運営

１　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議事を主宰する。

2　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長が委員長の職務を行う。

3　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第５　幹事会

1　委員会の審議事項を調査、検討及び審議するため、委員会の下に幹事会を置く。

2　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹 事 長　生活安全企画課長

副幹事長　生活安全企画課犯罪抑止対策室長、地域課次席

幹　　事　生活安全企画課犯罪抑止対策室室長補佐（防犯対策担当）、地域課課長補佐（企画担当）、警務課企画室室長補佐（企画第一担当）、情報管理課課長補佐（企画指導担当）、刑事企画課課長補佐（企画担当）、組織犯罪対策課課長補佐（暴排行政担当）、交通企画課課長補佐（企画第一担当）、公安課課長補佐（企画担当）

3　第４の規定は、幹事会の運用について準用する。

4　幹事長は、幹事会において調査、検討及び審議した結果を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

第６　庶務

委員会及び幹事会の庶務は、生活安全部生活安全企画課において行う。